

郷原横浜
桐蔭大教授

上限拘束性の矛盾を指摘

会計法含めた抜本的改革を

自民党議員連盟 品確法見直し最終ヒアリング

自由民主党の公共工事品質確保に関する議員連盟（古賀誠会長）は14日、制度検討部会の第6回会合で郷原信郎・横濱桐蔭大教授、鈴木満・横濱桐蔭大教授の両氏へのヒアリングを行った。郷原教授は、「発注者による予定価格の上限設定と競争による価格形成は矛盾している」として、現行の会計法・予算法と品質・技術を重視する入札契約制度のねじれ関係を指摘。さらに、「品確法に実質的な機能をもたせることは現行の会計法・予算法では困難。相反する両者の関係を国会等で議論すべき」と述べ、単年度予算主義の弊害問題を含めた抜本的な制度検証の必要性を主張した。制度検討部会（きょうりつ）の議員連盟総会に「品質確保提案案」を取りまとめ、年内に追加措置などの検討課題を正式に固め、国交省などに提言する。

最終会合となったヒアリングで郷原教授は、明治22年に制定された会計法が公共調達が多様化・複雑化に対応できない現状に言及。談合問題については「業者がやったかやってないかの近視眼的な見方に終始している。個別の事件を摘発するだけの対策は談合システムを『カネ』のように潜行させ、不透明化させる」と法令順守ありきの独禁法の対応を批判した。

また、公共調達の現状について、「小泉改革以降、供給過剰構造と談合システムが残されたまま公共調達に競争原理が導入されたことが、競争激化と混乱を招いている」とした上で、独禁法順守・談合排除の動向がこの動向に拍車をかけているとの見解を示した。こうした状況下で激しい価格競争が進めば、「低価格イコールダンピング、低品質と短絡できないが、長期的には不良工事が行われる確率は高くなる」との見方を示した。

さらに、一般競争入札や総合評価方式などの入札契約制度についても「安易に契約方式のみを変えても公共調達の根本は変わらない」として、予定価格の上限拘束や技術提案を反映した予定価格による入札の受注者×リットなど、会計法と品確法のネジレを抜本的に再検証すべきとした。

会計法と品確法のネジレ問題について、脇雅史委員（参議院議員）は会計法も改正したかったが両立せざるを得なかった。現行の会計法は、予定価格を定め、一番金額が低いものを採用すること

が原則。公共工事の総合評価方式導入は会計法上の特例で位置づけた」と品確法成立時の背景に言及。さらに「（現行の品確法では）地方の総合評価方式導入は主體的に導入してもよいと公共発注者側に判断を委ねているが、実質的に地方自治体は総合評価方式を選ぶしか道はない」と述べた。

これに対し、郷原教授は「（会計法との適合性をもたせることは）根本的解決にはならない。現行の単年度予算中心の会計制度が公共調達に支障をきたしていることが問題であり、決算段階でチェックする方式に切り替えるなど、根本から会計法を見直すべき」と回答。公共予算のあり方自体を見直す必要性を強調した。

さらに、「現行の品質確保の問題点」（総合評価方式導入などの）品確法を施行できるスキルが地方自治体にはないことが問題。品確法を実質的に機能させていくためには義務化しないといけない」とし、会計法を含めた抜本的改正が求められているとした。